手話通訳士〔厚生労働大臣公認試験〕

| 資格の種類 | | |
|-------|----|-----|
| 国家 | 公的 | その他 |

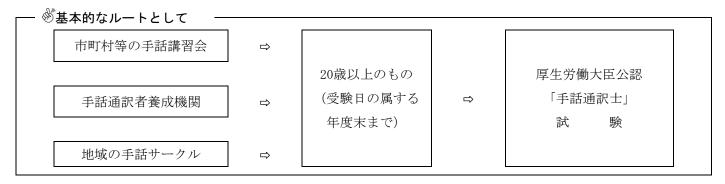
(最終更新:令和5年1月)

●手話通訳士とは

聴覚に障害を持つ人々にとって、意志伝達の貴重な手段である手話。しかし、誰でも手話ができるわけではなく、手話通訳士は、健聴者との橋渡しをする重要な役割を担います。そのため、より多くの人々が優れた手話技術を身に付けることが望まれています。厚生労働省は、このような社会的要請に応えるために、手話の知識と技能を社会的に公認する、厚生労働大臣公認試験の「手話通訳士」の資格が制度化されました。

●資格取得方法

受験資格として、受験日の属する年度末までに20歳以上であることが必要です。



●試験について

試験は、年1回行われ、試験内容は、学科試験、実技試験が行われます。

(1)申込期間 毎年5月~6月頃

(2)試験日 学科・実技試験………7~10月頃の2日間(令和4年度は7月学科試験、10月実技試験に実施)

(3)試験内容 学科試験…………障害者福祉の基礎知識、国語、聴覚障害者に関する基礎知識、手話通訳

のあり方

る出題を音声で解答)

(4)申込み・問い合わせ先

社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター 公益支援部門

〒153-0053 東京都目黒区五本木1-8-3

TEL 03-6833-5003

(ホームページ) http://www.jyoubun-center.or.jp/

●手話通訳士に関する情報

岡山県聴覚障害者センター

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1 きらめきプラザ4階

TEL 086-224-0221

(ホームページ) http://www.kirameki-plz.com/okatyo/index.html#